平成２４年（フ）第５号
千葉県山武郡大網白里町大網827番地６　マサミプラザ101
破産者　戸田　崇博
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４７０号
神奈川県大和市下鶴間2776番地１　大和ハイデンス506号
破産者　西郷　稔彦
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９号
富山市笹津778番地
破産者　平野　陽子
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５号
福井県敦賀市角鹿町２番地の５
破産者　小西　昭子
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第１４７号
長野県千曲市上山田温泉１丁目59番地１
破産者　西澤　正雄
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１２１４号
京都市北区上賀茂北ノ原町２番地メゾンアスコット101
破産者　工房空良こと　及川　　誠
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１号
神戸市西区平野町印路164番地の13、旧住所兵庫県明石市東山町3773番地の126
破産者　瀬戸内海こと　石原　昭男
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１３７９号
広島市中区十日市町１丁目１番６―1103号
破産者　岡崎美智子
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８６号
宮崎市大字恒久3923番地４　ヴィルセゾンＪ３―101号
破産者　田中　正春
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２８７号
宮崎市大字恒久3923番地４　ヴィルセゾンＪ３―101号
破産者　田中ハツネ（旧姓梅田）
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第６０９号
千葉県松戸市小金66番地　第２エスポワール303号
破産者　残熊　武志
1　決定年月日　平成24年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６２３８号
群馬県高崎市飯玉町50―402、住民票上の住所群馬県高崎市箕郷町上芝228―４
破産者　劔持　雅史
1　決定年月日　平成24年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６０号
滋賀県東近江市妙法寺町字大林674番地４
破産者　有限会社樹脂加工技術研究所
1　決定年月日　平成24年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１６５１８号
神奈川県海老名市本郷3328―３
破産者　田川　　諭
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４５号
京都市北区大宮西小野堀町56番地
破産者　株式会社西岡商店
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４５４号
香川県高松市太田下町2308番地の１
破産者　富士化成工業株式会社
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２８０号
滋賀県近江八幡市鷹飼町549番地
破産者　苗村　信夫
1　決定年月日　平成24年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２６１号
滋賀県東近江市妙法寺町763番地３
破産者　高野　憲一
1　決定年月日　平成24年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第９７３号
大阪府柏原市太平寺２丁目13番６号、前住所大阪府柏原市大県４丁目659番地の２
破産者　山田　勝治
1　決定年月日　平成24年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係